

グリーン久万郷 クリーン仁淀川

久万高原産廃処分場を止める会

代表 川本博文 0892-21-0706
 事務局 鷲野 宏 080-6376-8076
 編集長 古田 隆 090-4794-1041
 会計 守屋 律郎 0892-50-9501

HP <http://stop-kumakogensanpai.info>
 Mail info@stop-kumakogensanpai.info

作らせたなら終わり、阻止のための協同こそ

住民の反対署名を増やし水を守る条例を



報告事項

① 明神地区自治会の取り組み(2面詳報)
 ② 大宝採石の土捨て場拡張への同意について(別掲詳報)
 ③ その他
 町役場懸垂幕の撤去事情

議事

① 愛媛県知事宛反対署名の提出について
 現在の署名者数は、この運動初期の「不同意書」署名を超えているが、まだ上積みをしたい。ことに久万高原町住民の署名を増やしたい。この秋に知事選が予定されているので、提出時期と方法は三役に一任する。
 ② ゴミ弁連総会・集会記録の録画視聴について
 希望により適宜実施する。
 ③ その他
 条例制定について
 推進を図る。
 (2面に関連記事)

久万高原産廃処分場を止める会の理事会は、去る7月25日に開催されました。ここで出された報告事項、議事内容を中心に、大まかにお知らせします。

大宝砕石土捨て場拡張問題 面河漁協西山公彦組合長談話

今年6月3日付けで大宝砕石小倉澄夫社長、行政書士門田良公氏連名の「岩石採取認可更新及び林地開発許可に関する同意願い」が届いた。内容は、①一昨年の採石業認可更新の際、貴組合の同意書が添付できなかったが、県から、当該認可の条件として「引き続き面河川漁協の同意を得るよう努力すること」の指導があったこと、②区域追加上、林地開発の変更許可が必要になったが、同様に同意取得に努めるよう指導があったので、同意願いたいというものである。

これに対して、西山組合長は、①同意書は出さない。(6月17日の総代会で決定されている) ②前2回だまされるようにして出した「同意書」の返却が最優先する。③「同意願い」が1通になっているが、主業の砕石業と副業の土捨て場業は本来別のものであるはずで、別々の2通の「同意願い」があつてしかるべきだ。副業の方は、どんなものを持ってこられるか分からん。面河川の汚染が気になる。

山之内敏秋横通自治会長談話

6月5日ごろ小倉澄夫社長から電話がある。土捨て場を拡張したい。敷地内に限定して、今あるものを2・9畝に、30万㎡を70万㎡にしたい。今年度中に着工したい。所属自治会員宅を巡り伝える。その動きを聞いていた人はいなかった。話があつたら、どうしたらいいか考えておいてくださいと伝える。地権者が大宝砕石が大野開発かは不明。大宝砕石には、提出書類を見せてください。検討できる時間的余裕を持つてと要望しておいた。

役場前懸垂幕への公開質問状への回答

久総(秘)第120号
平成26年7月31日

久万高原町長 高野 宗 城

鷲野 宏 様

お世話になっております。
早速ですが、平成26年7月28日付の文書でご質問頂きました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

1、懸垂幕設置についての①根拠、②設置計画、③発案者、④責任者、⑤担当部署、⑥費用はどこからでているか及び⑦設置についての町議会の承認の有無について

- ①根拠
平成24年5月31日 議員全員協議会で産業廃棄物最終処分場設置反対の議案を6月定例会に提出することを決定。この際町長も共に反対することを表明
- 平成24年6月4日 「設置に反対する農業生産組織」の要請を受け、町長も反対することを再度表明
- 平成24年6月5日 町役場で記者会見を行い、マスコミ各社の前であらためて反対を表明
- 平成24年6月13日 住民ら5000名を超えると思われる反対署名の提出があり、代表者10数名の前で反対する旨伝える。
- 平成24年6月18日 町長は6月議会冒頭であらためて反対の表明を行い、22日議会も反対の決議を全会一致で可決。
- 平成24年6月28日 反対の意見書を議長と副議長が票に提出し、町長もこれに同席

これらは、全てマスコミに取り上げられたものであり、また町民の関心事であることから、処分場反対という町の姿勢は示せたのではないかと思いましたが、7月に入ってからも住民の方から本件に関しご意見やご要望をいただくことが多く、早く安心していただくためには、町からわかりやすい形で反対の意思を発信する必要性を感じていたところで。

②設置計画 上記理由により、平成24年7月下旬に懸垂幕の設置を指示し、平成24年8月6日に設置しました。支出額は37,800円(内消費税額1,800円)

③発案者 久万高原町長
 ④責任者 久万高原町長
 ⑤担当部署 久万高原町役場 総務課
 ⑥費用はど 町費(平成24年度予算から支出)
 こからで いるか
 ⑦設置につ 設置について、ご理解いただいているのではないかと考えています。
 いての町議 会の承認の 有無

2、懸垂幕撤去の根拠について
台風8号の襲来を受け、懸垂幕を平成26年7月9日に一時撤収しました。7月11日には再設置が可能な状態に天候は回復しましたが、2日間風雨に晒されたものであり、ロープ等の点検を行うこととし、再設置までにやや長い時間を要しましたが7月29日に再設置しました。また、このような住民の方の関心が高い案件については、特に迅速に行動するよう指導したところで。
町としては、産業廃棄物最終処分場設置反対の立場に変わりはありません。現時点で懸垂幕を撤去する考えはございません。
この度は大変ご心配をおかけしました。

3、この質問に関する公文書の公開について
公文書の公開につきましては、久万高原町情報公開条例等に定められた手続きによって公開することとなっておりますので、総務課までお問合せ下さい。

これは鷲野宏さんが一住民として、7月28日に提出した質問状に対する町長からの回答です。誠実な対応が読み取れます。質問状もこの回答も上記ホームページに掲載します。ご覧ください。

7月1日施行・8月1日水の日 初の「水循環基本法」期待

去る3月27日衆院本会議で全会一致により、可決成立した「水循環基本法」の解説をインターネットで見つけましたので、紹介します。東京財団研究員兼政策プロデューサー吉原祥子さんの原稿ですがかなり省略しています。

水の位置づけ

本法律は、健全な水循環の維持・回復のための政策を包括的に推進すること等を目的とするもので、同法の成立により、地下水を含む水が「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」と初めて法的に位置付けられることになった。

具体策

具体的には、内閣への「水循環政策本部」の設置(本部長＝首相)や、政府による5年ごとの「水循環基本計画」の策定等が義務付けられたほか、毎年8月1日を新たに「水の日」とし、健全な水循環の重要性について国民の理解と関心を深めることも定められた。

経過と意義

あまり知られていないが、我が国にはこれまで地下水を含む水政策について、土台となる理念や方向性を定める法律は存在しなかった。河川全般は国土交通省、工業用水は経済産業省、農業用水は農林水産省と所管は分散され、水循環の統合的な管理や、流域単位・地域主導の水資源保全を行うための体制や計

新課題への対応

4年の間に、北海道はじめ各地で水源地域に該当する土地(森林)の国際的な売買の動きや土地所有者の不明化問題等が顕在化してきたことで、水循環基本法成立への期待はさらに高まった。危機感をもつ自治体では、国に先行して独自に「水源地域保全条例」(都道府県レベル)や「地下水保全条例」(市町村レベル)を制定する動きも進んでいった。

地域への後押し

基本法に基づく具体的な施策が成果を見せるまでには時間を要するとはいえ、今回、地下水を含む水政策の法的根拠ができたことは、これまで法律のない中で規制のあり方を模索してきた自治体にとって大きな後押しとなる。各地域の特性に応じた水資源保全の取り組みがさらに活発になることが期待される。

土地所有者の責務を欠く

その一方で、水循環基本法に土地所有者の責務についての規定が盛り込まれなかったことは、水政策議論における今後の大きな課題だろう。

国土の構成要素たる土地と水は、極めて密接なかわりをもつ。民法は「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」(第207条)と定めており、地下水は

土地所有者に帰属する。そのため、水循環の適切な管理のためには、森林をはじめとする土地の所有者についても、その責務を明確にすることが不可欠と言える。

自治体には土地所有者の責務を規定した例も

各地で制定された水源地域保全条例(水資源保全条例)は、水源地域の土地売買における事前届出等を義務付けるもので、12年3月から2年間で全国15道県で成立しているが(さらに3県が検討中)、そのすべてが条文の中で、①「自治体」、②「事業者」、③「住民(道民)」、④「土地所有者」等の責務を規定している。つまり、県民が否かを問わず、県内に土地を所有する個人(県外・海外居住の不在地主や外国人含む)であれば誰でも等しく土地所有者としての責務を負うことを規定しているのである。中には以下のように、明確で具体的な規定もある。

長野県条例

土地所有者等(土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)は、基本原則にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、水資源の保全に支障を及ぼすおそれのある行為をしないように努めなければならない。(長野県「豊かな水資源の保全に関する条例」第4条)

石川県条例

土地所有者等は、当該土地所有権等に係る森林の適正な管理経営を行うことにより、当該森林の有する水源涵養機能の維持増進に努めなければならない。(石川県「水資源の供給源としての森林の保全に関する条例」第5条)

山梨県条例

土地所有者等は、基本理念にのっとり、森林の適正な整備に努めるとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。(山梨県「地下水及び水源地域の保全に関する条例」第6条の2項)

これからの課題

水循環基本法の成立を受け、今後、政府は5年ごとの「水循環基本計画」を定めていくことになる。とくに、地下水については、これまで地盤沈下防止を主目的とした工業用水法やビル用水法といった限定的なエリアの規制しか存在せず、今後、国として具体的にとどのような施策を講じていくのか、実効性ある計画の策定が行われることが望まれる。(後略)

明神はこんな取り組みをしています

明神地区自治会長会の確認事項

- 明神地区に想定外の問題や課題が生じた時には、明神の自治会長会を開き、その問題(又は課題)について協議・検討する。
- 協議・検討した課題は、各地域の自治会へ持ち帰り、地域自治会員の意見・願い等を聴き、地域としての意見にまとめる。
- 各自治会からの意見等を明神自治会長会へ持ち寄り、意見交換し、明神自治会長会が取り組むべき方向を決める。
- 決定した取り組み方を各自治会へ持ち帰り、自治会員各位に報告し、了解を得る。
- 各自治会は、問題解決のために力を合わせて実践する。
- 各自治会長は、まとめの役割を果たすものとする。
- 年度が変わり、新しく自治会長に選ばれた人は、前年度に続いて、役割を果たすものとする。

H24. 10. 23承認 H26. 6. 21確認
現自治会長会会長 大野健二氏



「愛媛新聞」14・07・08 こうならない保証ない